

想定されることから、業者に対し、安全に作業が行えるよう周知説明に努める方針。

主な対策としては毎時0・23μSvを超え、除染実施区域内で、▽土壌などの除染などの業務▽汚染廃棄物または除去土壌（放射性セシウムの濃度が1万μSvを超えるもの）の収集、運搬、保管、処分業務を行う事業者は、作業を行う労働者の線量を以下の通り測定する。なお、労働者の被ばく線量の限度は、5年間で100μSvかつ1年間で50μSvとし、測定結果は記録し、30年間保存するほか労働者に通知する。

作業場所が毎時2・5μSv超の区域は、外部被ばくは個人線量計を持たせて測定、内部被ばくは作業内容や取り扱う土壌や廃棄物の放射性物質の濃度に応じ、測定する。作業場所が毎時2・5μSv以下0・23μSv超の区域は、外部被ばくは個人線量計による測定が望ましいが、代表者測定でも差し支えない。高濃度の粉塵が発生するおそれのある作業を行うときは、土壌や廃棄物を湿潤化し、抑制。また、除去された土壌や廃棄物を収集・運搬するときは専用の容器を用い、保管するときは飛散・流出しないよう必要な措置を講ずる。

除染作業者向け指針

産廃業者に周知説明へ

厚生労働省

福島第1原発事故由来の放射性物質による汚染廃棄物などを取り扱う除染作業が来年から本格化するが、厚生労働省は11月28日、除染作業時の労働者の放射線障害防止対策についてとりまとめた。

除染作業に伴う汚染廃棄物の取り扱いなどの業務は、国または国の委託を受けた者が行うことになる。一方、実際には廃棄物処理業の許可を受けた者か、それに準じる者が担うケースもゼロではないとされる。環境省でも処理業者が担うことも